東京大学大学院工学系研究科物理工学専攻
特任専門職員 募集のお知らせ

1.職名及び人数：　特任専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員）　1名

2.契約期間：　2026年10月1日以降できる限り早い時期（応相談）～2027年3月31日

3.更新の有無：　更新する場合があり得る。
更新する場合は１年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は2029年3月31日を限度とし、以後更新しない。
更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。

4.試用期間：　採用された日から14日間。

5.就業場所：　東京大学浅野キャンパス（東京都文京区本郷弥生2-11-16）
最寄駅：地下鉄千代田線　根津駅　徒歩2分
南北線　東大前駅　徒歩10分
丸の内線　本郷三丁目駅　徒歩17分
変更の範囲：原則同一部局内

6.所属：　東京大学大学院工学系研究科

7.業務内容：　ERATO沙川プロジェクト（研究総括：沙川貴大）にかかる以下の業務における事務的業務
・プロジェクト予算計画関係書類の確認（内容チェック・精査）
・旅費、謝金、発注等の事務手続き支援
・学内規程に基づく書類チェック・不備修正
・研究プロジェクト運営に関わる事務調整
※参考URL
ERATO沙川プロジェクト：https://www.jst.go.jp/erato/sagawa/
変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。

8.就業日・就業時間：　週2～4日、1日実働7時間（休憩12:00～12:45）
※勤務日、勤務日数及び時間帯は応相談
※繁忙期等には例外的に時間外労働を命じることがある。

9.休日：　土日、祝日法に基づく休日、12月29日～1月3日は休日。

10.休暇：　①　年次有給休暇　採用から14日経過後就業規則に基づき付与
②　特別休暇　就業規則に基づき付与

11.賃金等：　時給1,750円 ～　※資格、能力、経験等に応じて決定する。
通勤手当（当方で定める支給要件を満たした場合は、当方規定により算定した額を支給、最高55,000円/月）
超過勤務手当（超過勤務を命ぜられ勤務した場合に支給。時間給額に100/100～125/100 を乗じた額を単価とする）
退職手当、賞与は無し。
毎月末締め、原則翌月17日支給。

12.加入保険：　健康保険、厚生年金保険、雇用保険については、法令の定めるところにより加入。

13.災害補償：　労働上の災害や通勤時の災害については、労働者災害補償保険法および東京大学教職員法定外災害補償規程により補償。

14.応募資格：
1. 正確な事務処理および書類内容の確認業務を丁寧に行える方
2. 大学または研究機関での事務経験があると望ましい（研究費等の取扱経験があれば尚可）
3. Word・Excel・PowerPoint等を用いた資料作成およびデータ管理の基本操作ができる方
4. 学内外の関係者と円滑に連絡・調整を行えるコミュニケーション能力を有する方
5. 学内システム（財務等）の利用経験があれば尚可

15.応募書類：　①　東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし、作成すること。）
（ https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ）
②　自己アピール文（A4一枚以内）
これまでの業務経験（特に書類確認・事務手続き等）および、

16.応募方法：　Googleフォームに必須項目を入力し、全ての書類をPDFとしてアップロードする。
（Googleアカウントへのログインが必要です）
URL: https://forms.gle/fVmMVedoanerXdDN8
※1週間以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

17.応募締切：　2026年9月30日（水）
適任者の採用が決まり次第、募集期間内でも募集を締め切ります。
書類選考の後、面接試験受験の可否を連絡します。

18.問い合わせ先：　〒113-0033　東京都文京区本郷７－３－１東京大学大学院工学研究科
ERATO沙川プロジェクト：事務補助員採用担当
※ [at]は@に変換すること
email：erato-sagawa-hq[at]noneq.t.u-tokyo.ac.jp

19.募集者名称：　国立大学法人東京大学

20.受動喫煙防止措置の状況：　敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

21.その他：
・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の　共有に支障のない範囲に留める必要がある。
勤務条件の詳細は、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則及び東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程をご覧ください。
（ https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html ）